

同志社大学

評論・社会科学

社会学 社会福祉学 メディア学 産業関係学 教育文化学

《論 文》

インターネット・SNS 時代の

「マス・コミュニケーションの全面化」に関する考察

——メディア社会学と社会システム論の観点から——

伊藤高史 (1)

ビネットを活用した事例学習の試み

——地域を基盤に活動するソーシャルワーカーの思考過程に焦点をあてた取り組み——

野村裕美 (23)

フリーライダーへの不満感に妨げられない

公共サービスの供給メカニズム

——京都市伏見区の活動家 TH 氏のケーススタディ——

谷亮治 (37)

イライザ・タルカット (Eliza Talcott, 1836-1911) の
京都および広島における活動

石村真紀 (55)

「チーム学校」研究における研究動向の検討

洪承載 (75)

子どもの自立を促す児童養護施設のインケアに関する考察

——アフターケア相談員へのインタビュー調査から——

梅谷聰子 (95)

同志社大学社会学会

No. 131
2019年12月

「評論・社会科学」編集規定・執筆要領

編集規定

1. (性格・名称) 本誌は、同志社大学社会学会の機関誌「評論・社会科学」Social Science Reviewと称する。
2. (目的) 本誌は、原則として社会学部専任教員の研究成果の発表にあてる。
3. (投稿資格)
 - 1) 社会学部・社会学研究科専任教員
 - 2) 社会学部・社会学研究科所属の客員研究員・客員教員
 - 3) 大学院社会学研究科博士課程（前期課程・後期課程）の学生
 - 4) 社会学部・社会学研究科設置科目担当の嘱託講師
 - 5) 社会学研究科博士課程（後期課程）に3年以上在学して予備審査に合格のうえ退学し、退学日から3年以内の者
 - 6) 編集委員会が適当と認めた者
4. (発行) 本誌は、原則として1年4回発行するものとする。
5. (内容) 本誌に、論文・研究ノート・書評・資料などの各欄を設ける。
6. (編集) 本誌の編集は、社会学会選出の編集委員が担当する。
7. (執筆要領) 本誌への原稿提出は所定の執筆要領による。
8. (査読)
 - 1) 社会学部専任教員および学会内外の有識者より若干名の査読委員を選出する。
査読委員の任期は1年とする。
 - 2) 査読委員は、編集委員の求めに応じて原稿を査読する。
 - 3) 編集委員は、査読委員の意見をふまえ、編集にあたる。
9. (査読審査) 3) の投稿資格を有する者のうち、3) の後期課程の学生、および、5) に該当する者は査読審査を希望できる。
10. (投稿料) 非会員は会費相当額を支払う。

執筆要領

1. 本誌に発表する論文等は、未発表のものに限る。
2. 原稿の提出希望者は、あらかじめ編集委員会からのアンケートによって、各年度当初に年間の本誌該当号への提出希望と原稿の種類を記入する。
3. 原稿の長さは概ね400字原稿用紙100枚以内が望ましい。
4. ワープロ、パソコン使用（以上はフロッピー、原稿ともに提出）、手書き原稿のいずれも可とする。
5. 原稿は英文タイトルを付して提出する。論文・研究ノート・資料については英文要約（約180語）を併せて提出する。
6. 本誌に掲載された論文は、編集委員会の了承を経て他のメディアに掲載されることがある。

1997年4月1日施行
1999年4月1日改正
2001年7月4日改正
2004年6月16日改正
2005年9月14日改正
2009年9月30日改正
2016年6月7日改正
2019年5月22日改正

同志社大学社会学会会則

2004年6月16日社会学会評議員会決定

改正 2005年4月13日

改正 2005年7月13日

改正 2007年5月30日

改正 2016年5月25日

第1条

本会は同志社大学社会学会と称し、事務所を同志社大学社会学部内におく。

第2条

本会は社会学、社会福祉学、メディア学、産業関係学、教育文化学およびそれら関連諸学の研究を助成し、会員相互の学術研究の交流を目的とする。

第3条

本会は以下の会員をもって組織する。

1. 同志社大学社会学部に所属する教授、准教授、助教、外国人留学生助手
2. 同志社大学社会学部および同志社大学大学院社会学研究科の学生
3. 評議員会が推薦した者

第4条

本会は第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 機関紙『評論・社会科学』の刊行
2. 研究会および講演会の開催
3. その他必要な事業

第5条

本会に以下の役員をおく。

1. 評議員：社会学部に所属する教授、准教授、助教、外国人留学生助手

2. 会長 1名：評議員の互選による

3. 編集委員 5名：各学科1名、評議員の互選による

なお、委員長を委員の互選で定める

4. 会計委員 1名：評議員の互選による

5. 会計監査 1名：評議員の互選による

6. 学生委員 必要に応じておくことができる

7. 院生委員 必要に応じておくことができる

第6条

評議員を除く他の役員の任期は、会長、編集委員の2年以外はすべて1年とする。

ただし、再任をさまたげない。

第7条

会員は下記の会費を納めることを要する。

1. 年額 5,000円

第8条

本会規則の改正変更は評議員会の決議による。

附則

1. この規則は2016年4月1日から施行する。

評論・社会科学 第131号

(非売品)

2019年12月25日 印刷

2019年12月30日 発行

編集・発行 同志社大学社会学会

〒602-0047 京都市上京区新町通今出川上ル
TEL 075-251-3441 FAX 075-251-3041

会長 富田 安信（産業関係学科）
編集委員長 木原 活信（社会福祉学科）
編集委員 訊田 竜藏（社会学科）
小黒 純（メディア学科）
樋口 純平（産業関係学科）
越水 雄二（教育文化学科）

印 刷 協 和 印 刷 株 式 会 社
〒615-0052 京都市右京区西院清水町13
TEL 075-312-4010 FAX 075-312-4011

DOSHISHA UNIVERSITY

HYORON SHAKAIKAGAKU

SOCIAL SCIENCE REVIEW

CONTENTS

《Articles》

Re-examining the Functions of Mass Communication in the Internet
and SNS Age from the Perspectives of Media Sociology
and the Social System Theories

Takashi Itoh (1)

Trial of Case Study Using Vignette :
Efforts Focused on the Thinking Process of Social Workers Working
in the Community

Yumi Nomura (23)

A Mechanism for Supplying Public Services Unhindered
by Disgruntlement Toward Freeriders:
The Case of TH, an Activist in Kyoto's Fushimi Ward

Ryoji Tani (37)

Eliza Talcott's Missionary Work in Kyoto and Hiroshima

Maki Ishimura (55)

Trends in Research on "School as a Team"

Hong Seung Jae (75)

Encouraging Self-reliance in Children under In-care of Children's Home :
A Study Based on Interviews with Aftercare Social Workers

Satoko Umetani (95)